



Title	ポーランド日誌 - 「社会契約」下の政治史的=法史的過程 (1) -
Author(s)	小森田, 秋夫; KOMORIDA, Akio
Citation	北大法学論集, 34(1), 125-137
Issue Date	1983-07-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16429
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(1)_p125-137.pdf



ポーランド日誌

——「社会契約」下の政治的・法史的過程——

小森田 秋 夫

(1) 本日誌は、一九八〇年夏以降のポーランドにおける変動の政治的過程およびそれと密接に結びついた法史的過程を内容としている。さしあたり対象とされるのは、この変動の直接的契機となつた八〇年七月一日の食肉価格の引き上げから八一年一月一三日の「戒厳令」施行までの時期である。この時期の政治的・法史的過程は、八〇年八月末のグダンスクその他における政府委員会と事業所連合ストライキ委員会との合意——いわゆる「社会協定」あるいは「社会契約」——の成立およびその実施をめぐるそれ、として特徴づけることができる。

(2) 日誌の作成にあたっては、次の文献を利用した。

- ① 『ジチェニ・ワルシャワ』 [Zycie Warszawy] (ワルシャワ生活) 『ワルシャワの日刊紙』
- ② 『トリブナ・ルドウ』 [Trybuna Ludu] (人民の演壇) 『ポーランド統一労働者党中央委員会機関紙』
- ③ 『ティゴドニク・ソリダルノシチ』 [Tygodnik "Solidarnosc"] (週刊『連帯』) 独立自治労働組合『連帯』機関紙
- ④ 『グウォス・プラツィ』 [Głos Pracy] (労働の声) 旧労働組合『産業別労働組合系日刊紙』
- ⑤ 『国家と法』 [Państwo i Prawo] 『ポーランド科学アカデミ

』国家と法研究所機関誌

⑥ 『フラウダ [Pravda]』ソ連邦共産党中央委員会機関紙

⑦ 『イズヴェestia [Известия]』ソ連邦最高ソビエト幹部会発行の日報

⑧ 工藤幸雄監修・水谷驍他訳『ポーランド「連帯」の挑戦』(柘植書房・一九八一年)

⑨ 工藤幸雄監修・ポーランド資料センター訳『ポーランド不屈の「連帯」』(柘植書房・一九八三年)

⑩ 『世界政治——論評と資料』第五八二・六〇〇・六〇七・六一二号(日本共産党中央委員会・一九八〇～一九八二年)

⑪ アダム・オルホフスキ/篠崎誠一・早川真理・鳥井摩利訳『グダンスクの闘い全記録——レーニン造船所八〇・八・一四～三一』(『世界』第四二四号・一九八一年)

⑫ その他

これらの文献のうち、政治史的情報のほか立法過程にかんする情報の相対的に豊富な①を基礎とし、②～⑦によって補足することを基本的な方針とした(⑤は学界関係、⑥⑦はソ連関係について)。

ただし、①については、筆者がさしあたり系統的に参照しえたのはおおむね八〇年一月以降(八一年一月を除く)の分、④については同じく八一年一月以降の分に限られている。また、より本質的なことであるが、『連帯』にかんする直接的な情報源である③の

創刊は八一年四月であり、他方、とりわけ全国各地のストライキ運動に端を発する『連帯』の成立過程にかんする情報の点で①②などの文献は決定的な限界をもっている。

これらの事情から、①～⑦を補うものとして⑧～⑫の文献を参照した。⑧～⑫は、それぞれ一定の時期の日誌をふくんでいる。⑫は、日本の日刊新聞などである。

なお、日付について右の文献のあいだに違いがあるかまたは記載が見出されないという理由により確定しえないものが若干ある。これについては、以上のような文献処理上の方針にしたがいつつ文脈によって判断した。

日付の問題をふくめ、ありうべき誤り・不正確さ・脱落については、補正する機会を改めて得たい。

(3) 成立した法令にかんする文献としては、ポーランド人民共和国の官報『ジェンニク・ウスタフ [Dziennik Ustaw]』および『モニトル・ポルススキ [Monitor Polski]』を用い、法令名をチェックで示すとともに略号(それぞれ Dz. U. および Mon. Pol.)によって典拠を表示した。また、改正法令である場合は、↑の次に改正前の法令の典拠(改正が数次にわたっている場合は原法令のみ)をも示した。

(4) ポーランドの人名・地名は、できるかぎり原語の発音に近づ

けて表記することを旨とした(例えば、Warszaワルシャまたはワレンサではなくヴァウ、ヒンサ、Gdańsk II グダニスクではなくグダニスク)。ただし、すでに慣用化されたものについては、それに従った場合もある(例えば、Warszawa II ヴアルシャヴァではなくワルシャワ)。

(5) ポーランドには三つの政党が存在する。ポーランド統一労働者党・統一農民党・民主党がそれである。が、単に「党」と呼ぶ場合はポーランド統一労働者党を指すものとする。

(6) 文献の利用について、北海道大学スラブ研究センターの伊東孝之氏・同大学経済学部 of 吉野悦雄氏・ポーランド資料センター・アジア経済研究所の、また法令資料の整理について北海道大学法学部の伊藤知義氏の協力を得た。ここに記してお礼を申しあげる。

(7) 本誌の作成は、一九八一・八二年度文部省科学研究費にもとづく共同研究「選挙法の立法過程に関する実証的比較法的研究」の一環としておこなわれたものである。

一九八〇年

七月一日(火曜日)

政府、予告なしに食肉価格の三〇〜六〇パーセントの引き上げと労働ノルマの強化を発表。

ウルススのトラクター工場で値上げの撤回を要求するストライキが発生。

七月二日(水曜日)

チェフでもストライキが始まる。

七月三日(木曜日)

ストライキ・集会など抗議運動が全国に波及。

ストラスブルグの国際人権研究所アルマンドIIハンメル基金とポーランド科学アカデミー国家と法研究所によって組織された国際人権会議がワルシャワで開会。

七月六日(日曜日)

統一労働者党週刊紙『ポリティカ』、政府の経済政策の失敗と統計の操作を批判し、根本的な改革プログラムの必要性を主張したM IIラコフスキ編集長(党中央委員)の論文を掲載。

ワルシャワ国際人権会議が開会。

七月七日(月曜日)

値上げは漸次撤回され、ストライキの最初の波は収束する。

七月九日(水曜日)

統一労働者党の中央委員会が党・経済官庁・労働組合・社会団体の活動家会議を開催。E IIギエルク党中央委員第一書記が演説、政府の政策は生計費の上昇を制限し綿密にコントロールするものではない

ればならないが、それを完全に除去することは不可能であるとし、低所得者にたいする補償政策として①多子家族への援助の強化②独身の母への援助の強化③各種年金の引き上げ④最低賃金の引き上げを段階的に実施する方針を表明。

七月二〇日（木曜日）

ワルンシャワのゼラン乗用車工場その他三〇工場がストライキに入る。そのうち、ウッチの織維労働者とルブリンの鉄道労働者は、賃金の警官なみの引き上げと同時に労働組合の自由な選挙を要求。

七月一六日（水曜日）

ルブリンで、鉄道労働者を中心に食肉価格の引き上げに抗議し賃上げを要求するストライキ。

七月一八日（金曜日）

党政治局、ストライキをおこなっているルブリンの労働者にたいし声明を発表。「ポーランドの友人たちのあいだに懸念を引きおこすような状況」となっていることへの憂慮を表明すると同時に、労働者が職場に復帰することを前提として政府に労働者の要求を検討する委員会（委員長ⅡMⅡヤギエルスキ副首相）を設置することを明らかにする。

ルブリンで、「社会自衛委員会ⅡKOR」のメンバー一名が逮捕される。

七月一九日（土曜日）

ルブリンのストライキ、収束。

七月二三日（水曜日）

ボズナンを中心に多数の都市でふたたびストライキの発生が伝えられる。

七月二四日（木曜日）

『ジチェルヴァルンシャヴィ』紙、最近の「労働停止」について論評し、労働者たちは①工場での官僚主義的不正や障害を除去する権利②生産の増加を鈍らせている原因を批判する権利③工場の生産活動や賃金・報奨金の分配に関与する権利をもつばかりか、そうするのが義務でもある、と述べる。

七月二九日（火曜日）

バルト海沿岸地域で最初のストライキが伝えられる。

七月三一日（木曜日）

ギエレク党第一書記、クリミアでソ連のブレジネフ共産党書記長と会談。

八月三日（日曜日）

グダンスクの港湾労働者、ストライキに入る。

八月七日（木曜日）

グダンスクⅡレーニン造船所のクレイン運転手で自由労働組合連

勤の活動家A・ワアレンティノヴィチ、「重大な職務怠慢」のかどで懲戒免職処分を受ける。

八月一日(月曜日)

ワルシャワで交通スト始まる。

社会自衛委員会KORの発表によれば、七月ははじめ以来ストライキの発生した事業所は一五〇以上にのぼる。

八月二日(火曜日)

J・ワカシエヴィチ統一労働者党政治局員、外国人記者団と会見し、ポーランドの指導者として初めてストライキの発生を公式に認める。

八月四日(木曜日)

グダンスクのレーニン造船所の労働者、ストライキに入る。ストライキ委員会が結成され、造船所当局に①A・ワアレンティノヴィチとL・ワアウエンサの職場復帰②一九七〇年一二月の事件の犠牲者の記念碑建立③ストライキを理由とした処分をおこなわない保証④二〇〇〇ズウォティの賃上げ⑤警官と同額の家族手当の支給、を要求。交渉の結果、管理者側は①②③について受け入れを表明。

八月五日(金曜日)

バルト海沿岸地域のストライキ、グデニアのバリココミュニケーション造船所・グダンスク船舶修理工場・同市の交通機関・造船関連の諸

事業所に拡大。グダンスク造船所ストライキ委員会委員長にL・ワアウエンサが就任。同造船所と各県庁所在地との電話およびテレックス回線が封鎖される。

ギエレク党第一書記、クリミアから帰国。

E・バビウフ首相、テレビをつうじて演説し、経済状態について十分な情報を与えてこなかったこと、国民経済の管理方式の欠陥が苦境の一因であることを認めつつ、現在の苦境の解決は生産の増大によつてのみ可能であり、ポーランド人民の敵が緊張状態を自己の政治的利用のために利用しようとしているとして、討論の時と労働の時とを区別しなければならぬ、と訴える。また、八一年秋の収穫時まで食肉および食肉加工品の現在の価格を凍結することを提案すると同時に、賃金・所得形成の問題などの社会政策は経済的現実に対応したものでなければならぬ、と強調。

八月六日(土曜日)

グダンスクのレーニン造船所当局が一五〇〇ズウォティの賃上げに同意し、ストライキ終結宣言がだされる。だが、その後の労働者間の討論により、連帯ストの性格をもつストライキの継続が決定される。ポーランド国営通信はストライキの終結を報道。

グダンスクに二一事業所からなる市ストライキ委員会(のち事業所連合ストライキ委員会と名称変更)が結成され、暫定要求書を作

成。

八月一七日（日曜日）

グダンスクの事業所連合ストライキ委員会幹事部会、二一項目の最終的要求書を作成。経済的諸要求に先だち、党および雇用者から独立した自由な労働組合の承認・ストライキ権の保障・憲法で保障された表現・印刷・出版の自由の尊重・政治犯の釈放など、政治的性質をもつ要求項目が掲げられる。

政府、ストライキ労働者との交渉のためT・ピカ副首相を長とする委員会を任命。

八月一八日（月曜日）

統一労働者党中央委員会政治局、社会・経済情勢を検討。ギエルク党第一書記、一九日からの西ドイツ訪問を延期。ギエルク

ギエルク党第一書記、ラジオ・テレビをつうじて演説し、ストライキではなく討論と対話・妥協と合意により問題を解決するよう呼びかける。この中で、①政府・労働組合・研究機関が国民各層の生計費の変動を常時、正確に分析することを保障し、賃金等の引き上げのさいにこれを考慮する②食肉・食肉加工品価格を八一年秋まで凍結する政府の決定を貫徹する③勤労者家庭にとって基本的な意義をもつ商品の価格にたいするコントロールを強化する（政府・労働組合中央評議会・職業グループ代表によって構成される作業班がこ

のような商品のリストを作成）④児童手当を翌年から段階的に引き上げる、という政治局の方針を明らかにすると同時に、政治的側面についても欠陥の存在することを認め、労働者自主管理会議の権限の拡大・労働組合の活動における官僚主義と大衆との断絶の徴候の克服・協同組合自治のあらゆる制限の除去・市民にたいする当局の行為の適法性の保障、を課題として認める。他方、グダンスクにおいて見られる「無責任な分子、無政府主義的・反社会主義的グループによる、労働の中断と昂揚した雲囲気を政治的に利用する試み」に警告し、ポーランドにおける政治的・社会的秩序の基礎を脅かすいかなる活動にたいしても寛容ではありえないとして、ポーランドの社会主義体制の重大な国際的意義を強調。

グダンスクでは、統一労働者党グダンスク委員会がH・ヤブウォンスキ政治局員（国家評議会議長）・S・カニア政治局員兼書記・T・ピカ準政治局員を迎えて総会を開催。「混沌と混乱をひき起すことを目的とした」事業所の外部から介入している反社会主義分子の活動にたいして断乎として対抗すべきことが確認される。連合ストライキ委員会は、同委員会が中央政府との交渉をおこない、ストライキを終結させる権限をもつこと、またストライキ終結後も解散せずに要求の実現を監視し、自由労働組合の組織化に当ることを声明。グダンスクおよびグデニアのストライキ委員会の要求によ

り、市当局が両市での酒類の販売を禁止。

シチェチンで事業所連合ストライキ委員会が結成される。

社会自衛委員会ⅡKORおよび『ロポトニク』編集部、ポーランドの労働者にあてたアピールを出し、自由労働組合を創設する必要性を強調。

八月一九日（火曜日）

労働組合中央評議会幹部会の会議で、勤労者の要求の管理部による実現を必ずしも首尾一貫して追求してこなかった中央評議会をはじめとする各級組合機関への批判が出される。幹部会は、新しい労働組合法および労働者自主管理法の草案を作成することを決定。

グダンスク県庁で、連合ストライキ委員会の代表が中央政府にたいして交渉を始めるよう要請したパビウフ首相あての書簡を手渡す。他方、連合ストライキ委員会に所属する船舶修理工場など一七事業所代表が政府委員会（委員長Ⅱピカ副首相）と個別交渉を開始。連合ストライキ委員会、「われわれの主要な目的は、ポーランド統一労働者党と雇用者から独立した自由な労働組合の設立である」、「自由労働組合結成への第一歩は、政府がグダンスク造船所へやってきて交渉することにより、事業所連合ストライキ委員会を公に認めることである」と宣言。

ノヴァルフタのレーニン製鉄所の労働者、ストライキに入る。

統一労働者党シチェチン県委員会総会にパビウフ政治局員（首相）らに参加。

ポーランド国営通信のウォチェチヨフスキ編集長、ワルシャワで外国人記者団と会見し、政府首脳はグダンスクを中心とするバルト海沿岸地域のストライキにたいし警察力を導入する考えはもっていない、と声明。

ソ連のテレビ番組『ヴレーミャ』、ギエレク党第一書記のラジオ・テレビ演説のテキスト要旨をタス電によって伝える形で、「ギエレク第一書記は、いくつかの企業でおこっている正常な生活リズムを破壊する労働の中断と関連したポーランドにおける最近の事態にかんするポーランド統一労働者党中央委員会の懸念を表明した」と、ポーランドのストライキについて初めて報じる（二〇日の『プラウダ』、同タス電を掲載）。

パチカン放送、ポーランドの首座大司教SⅡヴィンソンスキ枢機卿が一七日にワルシャワでおこなった演説を伝える。この中で同枢機卿は、言論の自由を要求すると同時に、ポーランド国民に勤労と節約を通じて経済問題を克服するよう呼びかける。

八月二〇日（水曜日）

JⅡクローン・AⅡミフニクラ社会自衛委員会ⅡKORのメンバー一八名が逮捕される。

六三名のポーランド知識人、政府委員会がバルト海沿岸諸都市の連合ストライキ委員会との交渉を開始し、国の現状にかんする全情報を公開することにより、交渉・妥協・合意の道によって問題を解決するようアピール。

J・Rバウラク労働組合中央評議会書記、テレビインタビューで中央評議会幹部会の立場を説明。

各地の農民自衛委員会および農民運動の独立出版物・情報紙の編集部、ストライキ労働者への連帯を表明する共同声明。

最高行政裁判所の組織構造および同裁判所管轄の暫定的規制にかんする司法大臣命令 (Dz. U. z 1980r. Nr 19, poz. 70)

八月二日 (木曜日)

ポーランド国営通信、ストライキの状況について詳しく報じ始める。

統一労働者党中央委員会政治局および政府幹部会、グダンスクにおける政府委員会のピカ委員長 (副首相) を更迭し、代わりにヤギエルスキ党政治局員 (副首相) を任命。ヤギエルスキ、グダンスクに到着。政府委員会、産業部門別に交渉をおこなうことを決定。

グダンスクの北造船所・船舶修理工場のストライキ労働者、政府委員会との個別交渉を打ち切り、連合ストライキ委員会に合流。大規模ストライキに入る。

シチュエンで政府委員会 (委員長 R K リバルチコフスキ副首相・党華政治局員) が連合ストライキ委員会との交渉を開始。

ポーランド独立連盟の指導者 L リモチュルスキら逮捕される。

八月二日 (金曜日)

グダンスクの政府委員会、連合ストライキ委員会との交渉に同意。

統一農民党中央委員会幹部会、労働の中断が長びくことは国を苦境に追い込むものであるとすると同時に、経済システムの改革、立法権と執行権との現実の分離や行政機関の活動にたいする社会的コントロールの強化など社会主義的民主主義の拡大を支持する見解を表明。

八月三日 (土曜日)

グダンスクでストライキ情報紙『ソリダルノシチ「連帯」』の発行が始まる。T・Rマゾヴィエツキを委員長とする連合ストライキ委員会の専門家委員会が発足。

グダンスクのレーニン造船所で政府委員会と連合ストライキ委員会幹部会との交渉が始まる。ヤギエルスキ副首相、統一要求にたいする見解を表明。だが、連合ストライキ委員会が交渉の前提としている他の諸都市との電話回線の回復が受けいれられなかったため、交渉は中断。

民主党中央委員会幹部会、統一労働者党中央委員会政治局と情勢評価を同じくすることを確認。

八月二四日(日曜日)

統一労働者党グダンスク県委員会書記局、党中央委員会あて書簡の中で現地の情勢を分析し、連合ストライキ委員会の要求にたいする党员活動家をふくむ労働者の支持がひろがっており、労働者に職場復帰を説得する政治工作はますます困難になっている、と訴える。

統一労働者党中央委員会、第四回総会を開催。E II バビウフ(首相)・J II ウカシエヴィチ・J II シンドラク(労働組合中央評議会議長)・T II ヴジャンチク(副首相) 各政治局員、T II ビカ(副首相)・Z II ジャンダロフスキ各準政治局員、J II ウカシエヴィチ・J II ピンコフスキ・Z II ジャンダロフスキ各書記を解任し、S II オルショフスキ・J II ピンコフスキを政治局員に、J II ヴアンチチュク・A II ジャンシンスキを準政治局員に、S II オルショフスキ政治局員・E II ヴォイタシク準政治局員を書記に、T II グラプスキを中央委員に選出。

国家評議会、党中央総会の勧告を受けて、E II バビウフ首相の解任とJ II ピンコフスキの首相への任命を決定。また、T II ビカ・T II ヴジャンチク両副首相の解任とT II グラプスキ・H II キシエル・A II コペチの副首相への任命のほか、外相・財務相・機械工業相の交代をも決定。

ギエレク党第一書記、党中央委員会総会で演説し、「われわれは党と国家の政策における根本的な転換を実施しつつある」として次のように述べる。①労働組合中央評議会は、労働者集団がそれを希望するすべての事業所で、完全に民主的な、秘密投票の、候補者の数を制限しない新しい組合指導部の選挙をただちに実施することを考慮すべきである。最近若干の事業所で選出された労働者代表組織の権威が揺ぎないものであるなら、そのメンバーはまちがいに新しい組合指導部の地位につくであろう。来たるべき労働組合大会は、ポーランド労働界を代表するフォーラムとならなければならない②新しい労働組合法の草案は、今年中に全社会的討議に付され、国会に提出されなければならない③われわれは早くから誤りに気づき、それを防ごうと努力してきた同志たち(われわれはその声に適時に耳をかたむけることをしなかった)を責任ある地位につけた④われわれは社会と、スト中に選出された労働者代表と話し合いを続ける用意があるが、空約束はできないし、国民と国家の存立の基礎を脅かすような要求には同意することはできない。

シチェンとグダンスクの連合ストライキ委員会、自由労働組合の設立について合意が成立した時にのみストライキを終結させることができ旨を確認。

八月二五日(月曜日)

グダンスクで活動するポーランド人ジャーナリスト三六名、党中央委員会報道局はかにあてた声明で、これまでに公表された情報が不正確であることを指摘し、国民に完全な情報を提供するよう訴える。

グダンスク造船所とシチエチン・ワルシャワとの電話回線が回復。J・コウォジエイスキ県知事と連合ストライキ委員会代表との会談で、交渉の再開が決定される。

最高行政裁判所および行政訴訟法の改正にかんする法律を改正する布告 (Dz. U. z 1980r. Nr 19, poz. 68 ↑ Dz. U. z 1980r. Nr 4, poz. 8)

八月二六日 (火曜日)

グダンスク連合ストライキ委員会幹部会と政府委員会との交渉。統一要求の第一項目に独立した労働組合の承認問題が論点に。ヤギエルスキ副首相、労働組合指導部の改選にかんする党中央委員会総会の方針を繰り返すと同時に、労働者が要求を表現する最終的手段としての「労働の停止」を新労働組合法に盛り込むことを承認する方向を示唆。連合ストライキ委員会側は、既存の労働組合の改組にとどまらず新しい労働組合を結成する権利を認めるべきことを主張。交渉終了後、双方の専門家による協議がおこなわれる。

労働組合中央評議会第一六回総会。ソドラク中央評議会議長を解

任し、新議長としてR・ヤンコフスキ金属工労働組合中央本部議長を選出。総会は労働組合の根本的な「刷新」の必要性を認め、中央評議会幹部会に組合の活動スタイル・活動方法の批判的分析を義務づける。新労働組合法案については、勤労者の利益を侵す行政機関の誤った決定にたいする「異議申立て権」および最後の手段としての「ストライキ権」が規定されるべきことを主張。また、評議会幹部会に労働者自主管理法案の起草作業を急ぐよう指示。その要点は、計画の決定の領域における労働者自主管理会議の権限の拡大・事業所の指導的要員にかんする提案権など。さらに、生計費監督委員会を設置しその活動方向を承認。

プロツワフで事業所連合ストライキ委員会が結成される。

ポーランド司教団最高評議会が聖地チェンストホヴァで臨時会議を開き、声明。実施のための保障を盛り込んだ協定の締結によってストライキを終結させることを主張すると同時に、奪うことのできない国民の権利の尊重が国内平和の条件であるとして、信仰の自由と教会の行動の自由・真実を知る権利・自国の完全な歴史と民族文化を知る権利・農民の私的所有の権利・自らの独立した代表と自治的な委員会を選出する権利などをあげる。

ヴィンスキ枢機卿がチェンストホヴァでおこなった思慮と平静を求める説教をテレビ放映。

民主党、県委員長ハ書記会議を開催。継続するストライキに懸念を表明し、秩序と平静を訴える。

八月二七日(水曜日)

『トリブナルドゥ』、ポーランドが社会主義大國ソ連の安全保障地域に位置し、ワルシャワ条約機構および経済相互援助会議の一員であることを踏まえて、政治生活における党の地位や権力の基本構造をふくめ、ポーランドの国益を規定するいかなる要因の侵害も予期しえない結果をもたらすであろう、と警告したR・ヴォイナ論文を掲載。

グダンスクでの連合ストライキ委員会・政府委員会双方の専門家による協議で、ストライキ委員会の新労組設立委員会への改組問題などが論点に。ヤギエルスキ副首相、グダンスクのラジオ・テレビを通じて演説し、「組合活動にたいする信頼の危機」は「既存の組合組織の枠組の中で克服されうるし、克服されなければならない」と述べる。

大臣会議、統一労働者党中央委員会第四回総会および一八日のギエルク党第一書記の演説にもとづく課題の実施プログラムを採択。

統一農民党、県委員長ハ中央活動家会議を開催。統一労働者党中央委員会第四回総会の決定を受け、「討論の時と労働の時とを分離する条件が生まれた」としてストライキ行動の継続に懸念が示され

ると同時に、計画化と管理のシステムの根本的改革・国会と国民評議会の役割の強化・価格と所得にたいするコントロールの拡大・農業における買い付け価格の生産費の変化への適合理化・農業への生産手段供給の改善・自己の仕事の場を拡大する可能性についての農民の信頼の強化・あらゆる形態の農民自治の再建にたいする支持が表明される。

八月二八日(木曜日)

ポーランド各紙、「党と雇用者から独立した自由な労働組合」「検閲」の問題をふくめ、グダンスクの連合ストライキ委員会の諸要求にたいする政府委員会の立場について詳細に報道。

『トリブナルドゥ』、「労働組合運動の刷新」と題する無署名論文を掲載。同論文は、組合運動内部で競争する組織をつくる要求について、ポーランド労働界の統一の破壊・内部闘争の巻起・社会生活のアナーキー化をねらうものとしてこれを拒否。

グダンスクにおける連合ストライキ委員会幹部会と政府委員会との三回目の交渉。言論の自由・政治弾圧の問題が論点に。ヤギエルスキ副首相、自由労働組合の問題についてはワルシャワとの協議が必要、と述べる。ストライキ権・検閲問題などをめぐり、双方の専門家による協議がおこなわれる。

ポーランド司教団出版所、ヴィンンスキ枢機卿の説教が検閲を受

け、同意なくテレビ局によって利用された、との情報をグダンスク連合ストライキ委員会幹部会に伝える。

ヤンコフスキ労働組合中央評議会新議長、テレビで演説し、同評議会第一六回総会の路線について説明。

八月二十九日(金曜日)

バルチコフスキ副首相、テレビで演説し、シチェチンにおける連合ストライキ委員会と政府委員会との交渉の経過を明らかにする。

それによれば、すでに起草委員会が設けられ、二七項目について合意が成立し、労働組合問題をはじめ六項目で不一致が残っている。

グダンスクでは、交渉が中断している間、専門家による協議が継続される。

ヤストシエンビエなどで鉱山労働者がストライキに入る。

ストライキ情報紙『ソリダルノシチ』、二六日のポーランド司教団最高評議会の声明全文を掲載。『ジチェルヴァルンシャヴィ』は、

ポーランド国営通信によるものとして、国民の諸権利を具体的に列挙した部分をのぞいて報道。

『トリブナルドゥ』、ポーランドが社会主義共同体の構成部分であることを強調した無署名論文を掲載。

政府幹部会と労働組合中央評議会幹部会の合同会議、重要商品の価格のコントロールの問題などを審議。

八月三〇日(土曜日)

『トリブナルドゥ』、労働者の批判を反社会主義的目的に利用しているとしてジロクロン・アミフィニクらを非難したジマルコフスキ論文を掲載。

シチェチンの連合ストライキ委員会(Mニユルチク委員長)と政府委員会(バルチコフスキ委員長ニ副首相)、合意文書に署名し、ストライキは終結。「ポーランド憲法にしたがい社会主義的な性格をもつ自治的労働組合」の結成が認められる。

グダンスクの連合ストライキ委員会幹部会と政府委員会、独立した労働組合およびストライキ権にかんする合意文書に仮調印。

統一労働者党中央委員会第五回総会、ヤギェルスキ政治局員(副首相)およびバルチコフスキ準政治局員(副首相)の提出したグダンスクおよびシチェチンの政府委員会の報告を確認。

労働組合中央評議会によって設置された労働組合法案起草のための作業グループ(議長ニフルセルク最高裁判所労働社会保障院長)が第一回会議を開き、準備草案要綱を審議。

八月三一日(日曜日)

グダンスクの連合ストライキ委員会幹部会(ヴァウエンサ委員長)と政府委員会(ヤギェルスキ委員長ニ副首相)、合意文書に調印し、ストライキは終結。ポーランド憲法の定める諸原則を遵守すること

と、政党の役割の遂行を意図しないこと、生産手段の社会的所有の原則に立脚すること、ポーランド統一労働者党の国家における指導的役割を承認すること、確立された国際的同盟体制を揺がせないことを条件に、新しい「独立した自治的な労働組合」の結成が認められる。

ヤギエルスキ副首相、検察当局が最近逮捕された人びとを九月一日一二時までには釈放する決定を下すよう声明することを約束。